

故安倍晋三の葬儀の執行について

〔令和 4 年 7 月 2 2 日〕
閣 議 決 定

- 1 葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、令和 4 年 9 月 2 7 日（火）、日本武道館において行う。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。